

大阪府警察刑事研究会 上級① 解答・解説

【憲法】

問1 基本的人権全般 正解 (2)

- (1) 正しい。憲法20条3項にいう「国及びその機関」には、「官公署、国公立学校、公共企業体等の公法人も含まれる。」としている。
- (2) 誤り。最大判昭51・4・14は、憲法「15条1項等の各規定の文言上は単に選挙人資格における差別の禁止が定められているにすぎないけれども、単にそれだけにとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた、憲法の要求するところであると解する」としている。
- (3) 正しい。憲法18条にいう「その意に反する苦役」とは、本人の意思に反して強制される苦痛を伴う労役（肉体的役務）をいう。
- (4) 正しい。枝文のとおり（最大判昭62・4・22森林法共有林事件）。
- (5) 正しい。憲法21条2項の「通信の秘密」における「秘密」とは、一般に知られていない事実であって、他人に知られないことにつき、本人が相当の利益を有すると客観的に認められている事実をいう。

問2 法定手続の保障 正解 (2)

- (1) 正しい。憲法31条にいう「憲法」には、固有の刑罰のほかに秩序罰（過料）を含む。
- (2) 誤り。判例は、「憲法31条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。」と判示している（最大判平4・7・1成田新法事件）。
- (3) 正しい。枝文のとおり（東京地判昭57・1・26）。
- (4) 正しい。憲法31条にいう「法律」には、条例（憲法94条、地方自治法14条）を含む。
- (5) 正しい。判例は、刑罰法規の定める犯罪構成要件が曖昧不明確である場合は、憲法31条に反することを認めている（最大判昭50・9・10徳島市公安条例事件）。

問3 人身の自由 正解 (5)

- (1) 正しい。枝文のとおり（最大判昭32・2・20）。
- (2) 正しい。最判平8・11・18は、「行為当時の最高裁判所の判例の示す法解釈に従えば無罪となるべき行為を処罰することは、憲法39条に違反しない」旨を判示している。
- (3) 正しい。憲法18条に反する奴隷的拘束を内容とする契約は民法上無効であり（民法90条）、私人間においても絶対的に禁止される。
- (4) 正しい。最大判昭23・5・26は、「憲法第37条第1項にいわゆる『公平な裁判所の裁判』とは偏頗^はや不公平のおそれのない組織と構成をもった裁判所による裁判を意味するものであって、個々の事件につきその内容実質が具体的に公正妥当なる裁判を指すのではない。」としている。
- (5) 誤り。最大判昭23・6・23は、「憲法第37条第2項に、『刑事被告人は、公費で自己のために強制手続により証人を求める権利を有する』というのは、裁判所がその必要を認めて訊問を許可した証人について規定しているものと解すべきである。この規定を根拠として、裁判所は被告人側の申請にかかる証人の^{すべ}総てを取調ぶべきだとする論旨には到底賛同することができない。」としている。

問4 社会権・受益権 正解 (4)

- (1) 正しい。憲法26条1項の「法律」には、教育基本法、学校教育法、社会教育法、私立学校法等がある。
- (2) 正しい。枝文のとおり。
- (3) 正しい。憲法25条2項にいう「すべての生活部面」とは、衣・食・住などの国民生活の全分野を意味する。
- (4) 誤り。請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない（請願法2条）。
- (5) 正しい。枝文のとおり（最判昭30・4・19）。

問5 国会・内閣・司法 正解 (4)

- (1) 正しい。憲法57条1項にいう「会議」とは、両議院の本会議のみを意味し、

委員会、両院協議会等は含まれない。

- (2) 正しい。枝文のとおり（憲法 74 条）。
- (3) 正しい。憲法 79 条 6 項は、「最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。」と規定している。また、憲法 80 条 2 項は、「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。」と規定している。
- (4) 誤り。最大判令 2・11・25 は、「普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるというべきである。」としている。
- (5) 正しい。枝文のとおり（最大判平 7・2・22 ロッキード事件丸紅ルート）。

【行政法】

問 6 行政法全般 正解 (1)

- (1) 誤り。行手法 2 条 6 号は、行政指導とは、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。」と規定している。
- (2) 正しい。枝文のとおり。
- (3) 正しい。枝文のとおり（自治法 180 条の 5 第 2 項 1 号）。
- (4) 正しい。自治法 134 条 1 項が議員の懲罰を規定しているのは、議会の秩序を維持し、その運営を円滑ならしめるためであって、議員の個人的行為を規律するためではないから、議員の議場外の行為であって、しかも議会の運営と全く関係のない個人的行為は同条による懲罰の事由にならない（最判昭 28・11・20）。
- (5) 正しい。枝文のとおり（地公法 4 条 2 項）。

問 7 警察法全般 正解 (5)

- (1) 正しい。枝文のとおり。
- (2) 正しい。警察法 65 条（現行犯人に関する職権行使）における「現行犯人の

逮捕に関して」には、現行犯人を逮捕した場合における令状によらない捜索・差押え・検証が含まれる。

- (3) 正しい。枝文のとおり（警察法 50 条 1 項）。
- (4) 正しい。枝文のとおり。
- (5) 誤り。警察法 60 条の 2（管轄区域の境界周辺における事案に関する権限）における協議は、本来の管轄区域を変更するものではない。

問 8 警察法全般 正解 (1)

- (1) 誤り。本法 11 条 2 項は、「国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。」と規定しているところ、国家公安委員長には、表決権ではなく、可否同数の場合にのみ裁決権が与えられる。
- (2) 正しい。枝文のとおり。
- (3) 正しい。枝文のとおり。
- (4) 正しい。本法 60 条（援助の要求）で援助のため派遣された者が地方警察職員の場合は、その期間中のその者の俸給その他の給与、公務災害補償等身分に直接付随する経費については、当該警察職員が所属する都道府県警察の属する都道府県が負担する。
- (5) 正しい。枝文のとおり（警察法 57 条 2 項）。

問 9 警察官職務執行法全般 正解 (4)

- (1) 正しい。本法 1 条 1 項にいう「他の法令の執行等」とは、警察法以外の法令（条例を含む。）により警察官に付与された権限を行使すること（任意活動を行うことを含む。）をいう。
- (2) 正しい。枝文のとおり。
- (3) 正しい。本法 7 条の使用要件があり、かつ、人に危害を与えるおそれのないような必要最小限度の方法で武器を使用したのであれば、何らかの原因により、予期に反して人に危害を与える結果となっても、その危害の発生機序について警察官に過失のない限り、危害要件がなくても当該武器の使用が違法となることはない。

- (4) 誤り。本法4条にいう「通常と認められる措置」の具体例として、危険箇所への立入禁止、浸水箇所への土のうの積上げ、橋や道路の応急工事、破損した看板の撤去、集会の解散、劇場への入場制限、催し物の中止が挙げられる。すなわち、枝文の全ての行為は、本法4条の「通常必要と認められる措置」に含まれる。また、警察官は、危険や混乱を防止するため警察官自ら行うことが適当である場合等には、危害防止のため通常必要と認められる措置を自らとることができる。
- (5) 正しい。本法3条1項2号の「迷い子、病人、負傷者」は、自救能力のない者の例示であって、捨て子、高齢者、遭難者その他の者で自己の生命、身体及び財産の安全を自ら確保できない状態にあるものであれば、その理由を問わず、これに当たる。

問10 警察官職務執行法7条 正解 (3)

- (1) 正しい。人に危害を与える方法で武器を使用することが許される「兇悪な罪」とは、緊急逮捕が可能な罪であるというだけでなく、これに加え、その性質や態様において、社会に著しい不安や恐怖を生じさせるもの、人の生命や身体を直接に害するものその他人の生命や身体を害するおそれがある人が恐怖させるような方法により行われるものをいう。
- (2) 正しい。人に危害を与えない方法で武器を使用する場合について、本条本文は、「警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。」と規定している。
- (3) 誤り。人に危害を与えない方法で武器を使用することができる場合の目的は、①犯人の逮捕・逃走の防止、②自己・他人に対する防護、又は③公務執行に対する抵抗の抑止のうち、いずれかである。①、②、及び③が全て認められなければならないというわけではない。
- (4) 正しい。警察官等拳銃使用及び取扱い規範7条1項は、威嚇射撃ができる場合について定めており、同条2項は、「前項の規定により威嚇射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、又は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び

方向に注意するとともに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。」と規定している。

- (5) 正しい。拳銃を単に拳銃入れから取り出すことは、一般的には、まだ使用の準備段階であって、本条の使用には当たらない。

【刑 法】

問 11 刑法の適用範囲 正解 (2)

- (1) 正しい。刑法3条10号は、「第218条（保護責任者遺棄等）の罪及び同条の罪に係る第219条（遺棄等致死傷）の罪」を掲げている。
- (2) 誤り。刑法5条（外国判決の効力）は、「外国において確定裁判を受けた者であっても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。」と規定している。すなわち、我が国における刑の執行は、必ず減輕又は免除される。
- (3) 正しい。刑法3条の2（国民以外の者の国外犯）第1号は、「第176条、第177条及び第179条から第181条まで（不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、不同意わいせつ等致死傷）の罪」を掲げている。
- (4) 正しい。刑法4条（公務員の国外犯）の趣旨が公務の適正、廉潔性を保護するところにあるので、行為時において公務員であれば足り、裁判時において公務員である必要はないと解されている。
- (5) 正しい。刑法2条（すべての者の国外犯）4号は、「第148条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪」を掲げている。

問 12 犯罪の分類 正解 (1)

- (1) 誤り。逮捕・監禁罪は継続犯と解されている。なお、枝文前段の状態犯に係る説明は正しい。
- (2) 正しい。即時犯とは、構成要件的行為が時間的継続性の要素を含まず、一定の行為に基づいて結果が発生すると同時に法益の侵害も終了し、その時点で犯罪事実が既遂に達するものをいい、これは即成犯ともいう。殺人罪等がこれ

に当たる。

- (3) 正しい。それぞれ独立の数個の構成要件が結合して、1つの構成要件を形成している犯罪を結合犯という。例えば強盗罪（刑法 236 条 1 項）は、暴行または脅迫罪と本来ならば窃盗罪に当たるべき財物奪取の行為とが結合して1つの構成要件とされたものである。
- (4) 正しい。真正身分犯とは、収賄罪における公務員（刑法 197 条等）のように、構成要件に規定された犯罪主体が、一定の身分を有する者に限られ、行為者にこのような身分がなければなんら犯罪を構成しないとされる犯罪をいう。
- (5) 正しい。刑法上の犯罪の大部分は、殺人罪や窃盗罪のように、構成要件として、一定の結果の発生（人の死亡、財物の取得等）を必要とし、このような犯罪を結果犯という。

問 13 不作為犯 正解 (2)

- (1) 正しい。殺人罪（刑法 199 条）は、「人を殺した」という作為を内容とする犯罪であるが、乳児の母親が、殺意をもってその乳児に授乳せず、これを放置するという不作為によって餓死させたという場合、不真正不作為犯としての殺人罪が成立し得る。
- (2) 誤り。不真正不作為犯が成立するためには、当該不作為が作為と同価値であることを要し、具体的には作為義務及び作為の可能性・容易性が必要である。そして、作為義務は結果回避可能性を前提とするものであり、期待された作為によっても結果の回避が不可能な場合には、不真正不作為犯は成立しない。
- (3) 正しい。単なる通行人等、病者を救護するという法的作為義務のない者には、救助しないという不作為と死亡との間に因果関係があっても、不作為による殺人罪は成立しない。
- (4) 正しい。甲は、入院継続を要する A を主治医らの警告を無視して院外に連れ出すことにより、その生命に具体的な危険を生じさせており、先行行為に基づく救護義務を負う。それにもかかわらず、甲は、A がそのままでは死亡することを認識しながら、必要な医療措置を受けさせないまま放置して死亡させているので、不作為による殺人罪が成立し得る（最決平 17・7・4）。
- (5) 正しい。甲女は、A（1 歳）の親権者であり、A の生存に必要な保護をすべ

き法律上の義務（民法 820 条）を負うところ、枝文の A を餓死させるため危険な場所に置き去りにした行為は、不作為による殺人未遂罪（刑法 203 条、199 条）を構成する。

問 14 違法性阻却事由 正解 (1)

- (1) 誤り。緊急避難における「危難」は、必ずしも人の行為によるものに限られず、自然現象によるものであってもよい。
- (2) 正しい。やむを得ずにした避難行為は、法益に対する現在の危難を避けるためのものでなければならないから、避難行為は避難の意思に基づくものであることを要する。
- (3) 正しい。過剰防衛には、質的過剰と量的過剰の 2 つの類型が存在し、「質的過剰」とは、素手や棒などの攻撃に対して凶器を用いて防衛する場合のように、必要以上に強い反撃を加えて防衛の程度を質的に超えた場合をいう。
- (4) 正しい。枝文のとおり（最判昭 46・11・16）。
- (5) 正しい。刑法 36 条にいう「急迫」とは、法益の侵害が現に存在しているか、または間近に押し迫っていることを意味する（最判昭 46・11・16）。侵害が反撃行為の時点で既に終了している場合には、急迫性が認められない。

問 15 責任能力 正解 (5)

- (1) 正しい。心神耗弱者は、限定責任能力者とされ、その刑は必ず減軽される（刑法 39 条 2 項）。一方、心神喪失者は、常に責任無能力者として責任が阻却され、犯罪は成立しない（刑法 39 条 1 項）。
- (2) 正しい。責任能力は実行行為の時に存在することが要求され（行為と責任の同時存在の原則）、責任無能力者又は限定責任能力者に当たるか否かの判断は、実行行為の時である犯罪行為時を基準として行われるのが原則である。
- (3) 正しい。限定責任能力は責任減少事由であり、その効果は、刑の必要的減軽である（刑法 39 条 2 項）。
- (4) 正しい。心神喪失又は心神耗弱に当たるか否かは法律判断であり、専ら裁判所に委ねられるべきものであるから、裁判所は、専門家の鑑定結果に必ずしも拘束されない（最決昭 58・9・13）。

- (5) 誤り。判例は、酒酔い運転の行為当時に飲酒酩酊により心神耗弱の状態にあったとしても、飲酒の際、酒酔い運転の意思が認められる場合は、刑法 39 条 2 項を適用して刑の減軽をすべきではないとしている（最決昭 43・2・27）。本判例は、限定責任能力の状態であっても、「原因において自由な行為」の理論の適用を認めたものとされている。

問 16 中止未遂 正解 (3)

- (1) 正しい。①犯罪の実行に着手して、②これを遂げなかった場合が一般の未遂犯であり（障害未遂、刑法 43 条本文）、これに加えて、③自己の意思により、④犯罪を中止した場合が中止未遂である（刑法 43 条ただし書）。障害未遂は刑の任意的減軽にとどまるのに対し、中止未遂は刑の必要的減軽・免除が認められる。
- (2) 正しい。「自己の意思により」中止したとは、外部的障害がないのに自発的に犯罪を止めたことをいい、悔悟・憐憫^{れんびん}の情により中止した場合もこれに当たる。
- (3) 誤り。窃盗が発覚したと思い犯行を断念した場合、犯罪の継続が困難となる外部的障害により犯罪を中止したといえるので、「自己の意思により」中止したとはいえない。したがって、窃盗罪（刑法 235 条）につき中止未遂は成立しない。
- (4) 正しい。既に実行行為が終了した場合に、中止未遂が成立するためには、結果発生防止に向けた真摯な中止行為が必要となる（大阪高判昭 44・10・17）。枝文のように、放火の実行行為が完了した後、第三者に消火を依頼して立ち去るだけでは足りない。
- (5) 正しい。殺意をもって相手を切り付け、相手が死に至らない段階で犯行を中止した場合、中止未遂が成立するためには、少なくとも犯人自身が結果発生の防止に当たったのと同視できるような行為が必要であるが、他人の助力と相まって結果発生が防止された場合であってもよく、犯人が悔悟の念から攻撃を止め医師を呼んだ場合、中止未遂が成立する余地がある。

問 17 共同正犯 正解 (1)

- (1) 誤り。共謀共同正犯理論は、「2人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。」と規定する刑法 60 条の解釈論として、判例により形成されたものであり（最大判昭 33・5・28 練馬事件等）、共謀者全員が実行行為に加わる必要はないものの、共謀者のうち最低 1 人は現に「犯罪を実行」、すなわち、実行行為に着手したことを要する。誰も実行行為を行っていないければ、予備罪ないし陰謀罪の成否の問題となるにすぎない。
- (2) 正しい。共同実行の意思は、事前に謀議や打合せがあることは必要なく、行為時に共同実行の意思があれば足り、現場共謀でもよい（最判昭 23・12・14）。
- (3) 正しい。共同実行の意思が認められるためには、数人相互の間に共同犯行の認識が必要であるから、他人の犯行を傍観又は認識しているだけでは、共同正犯（刑法 60 条）は成立しない（最判昭 24・2・8）。
- (4) 正しい。実行行為を担当しない共謀者が、誰が実行担当者かを知らないような順次共謀の場合にも、共謀共同正犯は成立し得る（最判昭 27・4・18）。
- (5) 正しい。枝文のとおり（東京地判平 4・1・23）。最高裁判所も、結論としては過失犯の共同正犯の成立を肯定している（最判昭 28・1・23）。

問 18 罪数 正解 (5)

- (1) 正しい。他人の預金通帳とキャッシュカードを窃取した場合、その占有者に対する侵害行為として窃盗罪（刑法 235 条）が成立するが、その後の払戻しは、銀行に対する新たな法益侵害となるため、不可罰的事後行為に当たらない。この場合、別途現金に対する窃盗罪を構成し、先行する預金通帳及びキャッシュカードに対する窃盗罪とは併合罪（刑法 45 条）の関係となる。
- (2) 正しい。観念的競合とは、「1 個の行為が 2 個以上の罪名に触れ」る場合をいうところ（刑法 54 条 1 項前段）、「2 個以上の罪名」とは、同一罪名でも異なる罪名でもよい。例えば 1 個の行為で数人を殺害した場合は被害者の数に応じた殺人罪（刑法 199 条）が成立し、これらは観念的競合となる。
- (3) 正しい。有価証券偽造罪（刑法 162 条 1 項）と同行使罪（刑法 163 条 1 項）とは、類型的に手段と結果の関係にあり、牽連犯（刑法 54 条 1 項後段）となる（大判昭 8・10・2）。

- (4) 正しい。1個の行為が2個以上の罪名に触れ（観念的競合）、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるとき（牽連犯）は、その最も重い刑により処断する（刑法54条1項）。
- (5) 誤り。監禁罪（刑法220条）と恐喝罪（刑法249条）とは、類型的に手段と結果の関係にないので、牽連犯とはならず、併合罪となる。

問19 刑法理論 正解 (2)

- (1) 正しい。枝文のとおり（大判昭6・12・3）。
- (2) 誤り。間接正犯の被利用者が刑事責任無能力者であったときは利用者が間接正犯として正犯者であるか、それとも教唆犯として共犯であるかの問題を生ずる。この点、最高裁は、是非弁別能力を有する刑事未成年者を利用する通常の場合は、教唆犯になるとする通説の立場を承認したものと解せられており（最決昭58・9・21）、近時の判例も12歳10か月の長男との共謀による強盗につき、共謀共同正犯の成立を認めている。
- (3) 正しい。枝文のとおり（最判昭28・4・14）。
- (4) 正しい。枝文のとおり（東京高判昭39・3・18）。
- (5) 正しい。枝文のとおり（最判昭32・11・19）。

問20 公務執行妨害罪 正解 (1)

- (1) 誤り。公務執行妨害罪（刑法95条1項）は、公務員が職務を執行するに当たり、暴行・脅迫を加えることによって成立する犯罪である。本罪は、公務員の身体や自由を特別に保護するためのものではなく、その保護法益は公務員による公務の円滑な執行である（最判昭28・10・2）。
- (2) 正しい。枝文のとおり（最判昭35・3・1）。
- (3) 正しい。「職務を執行するに当たり」（刑法95条1項）とは、「職務の執行に際して」という意味であり、職務の執行と時間的に接着し、不可分一体の関係にある行為もこれに当たる（最判昭45・12・22）。その限度で、職務執行を終了した直後の段階も「職務を執行するに当たり」に含まれる（高松高判昭48・10・30）。
- (4) 正しい。公務執行妨害罪における「暴行」は、「広義の暴行」であり、人に

対する有形力の行使を意味する。ただ、本罪の暴行は、公務員の身体に直接有形力を加える場合（直接暴行）に限られず、物に対して加えた有形力が、間接的に公務員に物理的・心理的影響を与える場合（間接暴行）も、本罪にいう暴行に当たる。

- (5) 正しい。公務執行妨害罪が成立するには、公務員の職務執行を妨害するに足りる程度の暴行・脅迫が加えられることが必要であるが、公務員の職務の執行が現実には妨害されたことまでは不要である（最判昭25・10・20）。

問21 放火・失火の罪 正解 (3)

- (1) 正しい。刑法113条（予備）は、放火予備罪の処罰対象について、「第108条又は第109条第1項の罪を犯す目的で、その予備をした者」と規定しているが、刑法110条（建造物等以外放火）については規定していない。
- (2) 正しい。枝文のとおり（最決昭60・10・21）。
- (3) 誤り。火災保険金を詐取する目的で住宅に放火した上、火災原因を偽って保険金を詐取した場合、本条の罪と詐欺罪（刑法246条）とは、通常手段結果の関係にあるとはいえないから、併合罪になる（大判昭5・12・12）。
- (4) 正しい。現住建造物等放火罪（刑法108条）にいう「人」とは、「犯人以外の者」をいい、犯人のみが住居として使用し、かつ犯人のみが現在する家屋に放火しても、本条の罪は成立せず、刑法109条の罪が成立するに過ぎない。
- (5) 正しい。刑法111条（延焼）の「延焼」とは、犯人が予期しなかった物に燃え移ってこれを独立燃焼するに至らせることをいう。すなわち、基本犯である109条2項や110条2項に規定する物の燃焼による火力の助けを借りないで独立に燃焼を維持し得る程度に達することである。

問22 文書偽造の罪 正解 (2)

- (1) 正しい。ある程度の時間は表示が続いている必要があるが、永久性までは要件となっていない。ボード用ペンで書かれた表示は文書に当たる。
- (2) 誤り。文書・図画の「名義人が架空人であっても、一般人からみて真正に作成されたと誤信するおそれがある場合には、偽造罪が成立する。
- (3) 正しい。枝文のとおり。

(4) 正しい。枝文のとおり（大判明45・5・30）。

(5) 正しい。枝文のとおり（最決平11・12・20）。

問23 遺棄の罪 正解 (1)

(1) 誤り。保護責任者遺棄致死傷罪（刑法219条）は結果的加重犯であり、同罪が成立するためには、基本犯である保護責任者遺棄罪（刑法218条）についての認識・認容があれば足りる（大判昭3・4・6）。

(2) 正しい。保護責任者遺棄致死傷罪は結果的加重犯であるから、遺棄（移置若しくは置き去り）又は不保護行為と、致死傷の結果との間に因果関係の存在が必要である。

(3) 正しい。単純遺棄罪（刑法217条）の客体は、「老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者」と限定して規定されている（限定列举）。

(4) 正しい。保護責任者遺棄罪の主体は、老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者でなければならない（身分犯）。「保護する責任のある者」とは、老年者等の生命・身体の安全を保護すべき法律上の（法的な）義務を負う者をいうが、保護義務の根拠は、直接法令の規定によって認められたものに限定されず、契約によるか、事務管理によるか、条理によるかを問わない。

(5) 正しい。単純遺棄罪の行為である「遺棄」とは、遺棄者が被遺棄者を従来の場所から危険な場所に移転すること、すなわち「移置」に限られる。枝文のような、危険な場所に放置して立ち去る「置き去り」は含まれない。

問24 業務妨害罪 正解 (5)

(1) 正しい。威力業務妨害罪（刑法234条）にいう「威力」とは、人の自由意思を制圧するに足りる勢力をいい（最判昭28・1・30）、暴行・脅迫のほか、社会的・経済的地位や権勢を利用した威迫、物の損壊などが含まれる。

(2) 正しい。偽計業務妨害罪（刑法233条後段）にいう「偽計」と、「威力」との区別については、行為態様又は結果のいずれかが公然・誇示的、可視的であれば「威力」、非公然・隠密的、不可視的であれば「偽計」とされる。枝文のように、毒物を混入させたとの虚偽の事実を相手方に申し述べる行為は、公然・誇示的であり、人の自由意思を制圧するに十分であるから、威力業務妨害

罪が成立する。

- (3) 正しい。深夜に無言電話等を行う行為は、非公然・隠密的であり、「偽計」に当たるので、偽計業務妨害罪が成立する。
- (4) 正しい。業務妨害罪における「業務」は、業務上過失致死傷罪（刑法 211 条前段）における「業務」とは異なり、人の生命・身体に対する危険を伴うものに限定されるわけではない。
- (5) 誤り。信用毀損罪（刑法 233 条前段）と偽計業務妨害罪の罪数関係は、同一の罰条に規定されていることから、観念的競合（刑法 54 条 1 項前段）ではなく、刑法 233 条の罪の単純一罪となる（大判昭 3・7・14）。

問 25 名誉・信用に対する罪 正解 (2)

- (1) 正しい。刑法 230 条 2 項は、「死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。」と規定している。
- (2) 誤り。拘留又は科料のみに当たる罪については、特別の規定がなければ、没収を科することができず（刑法 20 条）、拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、処罰されない（刑法 64 条）。侮辱罪（刑法 231 条）の法定刑は、「1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」（※令和 7 年 6 月以降、懲役・禁錮は拘禁刑に変わる。）であるから、侮辱罪は、没収の制限や、教唆及び幫助の処罰の制限に該当しない。
- (3) 正しい。枝文のとおり。
- (4) 正しい。枝文のとおり。
- (5) 正しい。刑法 231 条は、侮辱罪の処罰対象について、「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者」と規定している。また、同法 230 条 1 項は、名誉毀損罪の処罰対象について、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者」と規定している。

問 26 窃盗・強盗の罪 正解 (5)

- (1) 正しい。事後強盗罪（刑法 238 条）の既遂時期は、窃盗の既遂、未遂により決せられ、目的を遂げたか否かは既遂、未遂の判断と関係がない。

- (2) 正しい。麻薬購入資金として交付した現金や密売のために交付した覚醒剤については、それらの返還を求める権利も代金を請求する権利も認められないが、暴行・脅迫を加えてその返還又は代金の支払を免れれば、2項強盗罪（刑法236条2項）が成立し得る。
- (3) 正しい。枝文のとおり（最判昭24・2・8）。
- (4) 正しい。刑法36章「窃盗及び強盗の罪」において、刑法245条（電気）は、「この章の罪については、電気は、財物とみなす。」と規定している。
- (5) 誤り。窃盗罪（刑法235条）にいう「窃取」は、必ずしもひそかに行われることを要せず、公然と占有侵害が行われても窃取となる。

問27 詐欺の罪 正解 (5)

- (1) 正しい。詐欺罪（刑法246条）における欺く行為は、性質上、一般人を錯誤に陥れる可能性があることを要する（大判大3・11・26）。したがって、例えば「ウチに寄附してくれれば200歳まで生きられますよ。」というような、荒唐無稽な虚言を用いて財物等をだまし取っても、詐欺罪は成立しない。この場合、相手方の判断能力等が著しく劣り、心神耗弱状態と認められるときには、それに乘じたものとして準詐欺罪（刑法248条）が成立し得る。
- (2) 正しい。詐欺罪における欺く行為は、相手方の財産的処分行為に向けられたものでなければならない。したがって、相手方が財産の処分と気付かないように誘導する場合、例えば、ATM利用のいわゆる還付金詐欺において、相手方がそれと認識しないまま他の口座へ送金するよう言葉巧みに導くような場合には、処分意思に基づく財産的処分行為に向けられたものではないから、本罪の欺く行為に当たらず、たとえ結果として財物又は財産上の利益を得たとしても、詐欺罪の既遂はおろかその未遂（刑法250条）すら成立しない。上記の場合には、電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の2）等の成否が問題となる。
- (3) 正しい。1項詐欺罪（刑法246条1項）の「財物」には不動産も含まれるが、枝文の場合は、賃借権に基づき現実に不動産を利用するという財産上の利益を不法に得ているため、2項詐欺罪（刑法246条2項）が成立する（大判昭7・12・12）。
- (4) 正しい。1項詐欺罪において、財物の交付があったというためには、相手方

の処分行為の結果として、直接に財物の占有が行為者の側に移転し、又はその事実上の支配下に移転することを要する（最判昭26・12・14）。人を欺いてその財物を放棄させ、これを拾得した場合には、相手方の処分行為によって行為者側の事実上の支配下に財物が移転したといえるから、1項詐欺罪が成立する。

- (5) 誤り。欺く行為の相手方は、必ずしも財産上の被害者と同一人である必要はない（最判昭24・2・22）。ただし、同一人でない場合には、欺く行為の相手方は、当該財産を処分し得る権限又は地位を有する者である必要がある（最判昭45・3・26）。

問28 横領・背任の罪 正解 (2)

- (1) 正しい。横領罪（刑法252条）における「占有」とは、濫用のおそれのある支配力をいい、事実上の支配のみならず、法律上の支配も含む。枝文の登記名義人は、自己所有の土地を他人に売却し代金全額を受領している以上、「他人の物」である当該不動産を法律上支配する者といえ、これを別の第三者に二重譲渡すれば、横領罪が成立する（最判昭30・12・26）。
- (2) 誤り。横領罪における「横領」とは、不法領得の意思の外部的発現をいい、委託の趣旨に背いて所有者でなければできない利用処分をしたときに認められる。不法領得の意思が外部から認識できる状態で表現された時に実行の着手が認められ、同時に既遂となる（大判大4・2・19）。
- (3) 正しい。業務上横領罪（刑法253条）における「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う事務であって、委託を受けて他人の財物を占有・管理することを内容とするものをいう。必ずしも職業・職務として行われる必要はなく（大判大3・6・17）、報酬・利益を目的とする必要もない（大判昭13・3・9）。
- (4) 正しい。背任罪（刑法247条）の成立には、背任行為により本人に「財産上の損害」が発生したことが必要であり、経済的見地から本人の財産状態を評価し、その財産上の価値が減少した場合又は増加すべき価値が増加しなかった場合に認められる（最決昭58・5・24）。
- (5) 正しい。背任罪の故意が認められるためには、①自己が他人の事務処理者で

あること、②自己の行為が任務に違背すること、③それによって本人に財産上の損害を加えることの認識が必要である。

問 29 知能犯 正解 (4)

- (1) 正しい。枝文のとおり (大判大 3・10・16)。
- (2) 正しい。枝文のとおり (最判昭 24・3・8)。
- (3) 正しい。枝文のとおり (最決昭 61・6・27)。
- (4) 誤り。名義人の有効な承諾は、文書作成時に存在していなければならないので (東京高判昭 50・9・10)、枝文は誤り。
- (5) 正しい。枝文のとおり。

問 30 毀棄・隠匿の罪 正解 (4)

- (1) 正しい。公務員が職務権限に基づき作成中の文書は、それが文書としての意味、内容を備えるに至っている場合には、現に公務所において使用している文書に当たり、公用文書毀棄罪 (刑法 258 条) の客体となる (最判昭 52・7・14)。
- (2) 正しい。私用文書等毀棄罪 (刑法 259 条) の客体である「権利又は義務に関する他人の文書」とは、権利・義務の存否、得喪、変更、消滅等を証明し得る文書をいうところ、公務員の退職届書 (大判大 10・9・24) や、自動車運転免許証 (釧路地帯広支判昭 35・11・14) はこれに含まれる。
- (3) 正しい。判例は、玄関ドアにつき、適切な工具を使用すれば容易に取り外しが可能であるが、接合固定されており、外界との遮断機能等の重要性も認められるから、器物損壊罪 (刑法 261 条) ではなく、建造物損壊罪 (刑法 260 条) の客体に当たるとしている (最決平 19・3・20)。
- (4) 誤り。「傷害」とは、動物を客体とする場合の「損壊」であり、動物の殺傷のほか、飼育する動物を失わせたり、隠匿したりする行為も含まれるから、枝文の行為も「傷害」に当たる (大判明 44・2・27)。
- (5) 正しい。信書隠匿罪 (刑法 263 条) における「隠匿」とは、信書の所在発見を不能又は困難にさせる行為をいい、信書を損壊する行為は含まない。

【刑事訴訟法】

問 31 捜査の端緒 正解 (5)

- (1) 正しい。枝文のとおり（東京高判昭 28・2・21）。
- (2) 正しい。告訴の客観的不可分とは、親告罪において、1 個の犯罪事実の一部について告訴やその取消しがあったときに、その犯罪事実の全部について効力が発生することをいう。
- (3) 正しい。枝文のとおり（検視規則 2 条）。
- (4) 正しい。自首（刑法 42 条 1 項）は自発的になされなければならないから、捜査機関の取調べを受けている被疑者が、他にも何か罪を犯していないかとの追及により他の犯罪事実を申告しても、自首には当たらない（東京高判昭 55・12・8）。
- (5) 誤り。刑訴法 237 条 2 項は、「告訴の取消をした者は、更に告訴をすることができない。」と規定しており、同条 3 項は、「前 2 項の規定は、請求を待って受理すべき事件についての請求についてこれを準用する。」と規定している。

問 32 司法捜査の権限 正解 (4)

- (1) 誤り。告訴を受理する権限は、検察官又は司法警察員にあり、検察事務官や司法捜査には認められていない（刑訴法 241 条 1 項）。
- (2) 誤り。押収物の還付・仮還付（刑訴法 222 条 1 項・123 条 1 項、2 項）とも、その処分権限は司法捜査ではなく、司法警察員に専属する（刑訴法 222 条 1 項ただし書、犯捜規範 112 条 4 項）。
- (3) 誤り。身体検査令状を請求することは、「検察官、検察事務官又は司法警察員」の権限とされており（刑訴法 218 条 4 項）、司法捜査にこの権限はない。
- (4) 正しい。通常逮捕の場合と異なり、緊急逮捕状の請求権者の範囲に刑訴法上の制限はなく（刑訴法 210 条 1 項）、緊急逮捕に当たった司法捜査等による請求も可能である（犯捜規範 120 条 1 項）。なお、実務上は、緊急逮捕状の請求も、やむを得ない場合を除き、指定司法警察員（刑訴法 199 条 2 項）が行うこととされている。
- (5) 誤り。被疑者を検察官に送致する手続をとることができるのは司法警察員であって、司法捜査が送致することはできない（刑訴法 203 条 1 項、211 条、

216条)。

問 33 任意捜査 正解 (3)

- (1) 正しい。枝文のとおり。
- (2) 正しい。枝文のとおり (刑訴法 221 条・111 条 2 項)。
- (3) 誤り。ポリグラフ検査は、被検査者の呼吸波運動や皮膚電気反応、脈拍等の変化を記録し検討する一種の心理鑑定であり、取調べとは性格を異にするから、被疑者の供述拒否権を侵害するものではなく (東京高決昭 41・6・30)、その告知は不要である。
- (4) 正しい。枝文のとおり (犯罪捜査規範 107 条)。
- (5) 正しい。捜査関係事項照会書による照会は、これを受けた公務所又は公私の団体が通常業務の過程で、知っている事項について照会するものであって、個人からの報告や新たな報告・調査を求めるものではない。

問 34 領置 正解 (3)

- (1) 正しい。捜査機関は、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物を、領置することができる (刑訴法 221 条)。領置は、任意処分に基づく刑訴法上の押収であり、任意提出することができる者は「所有者、所持者若しくは保管者」に限られている。
- (2) 正しい。刑訴法 221 条にいう「所持者若しくは保管者」は、事実上その物を所持又は保管する者であれば足り、それが法律上の権限に基づく必要はない (東京高判昭 28・11・25)。
- (3) 誤り。「その他の者」とは、被疑者以外の全ての者をいう。
- (4) 正しい。鍵を預ける形態であっても、駐車場管理者の管理権は車両の内部にまで及ばないので、駐車場管理者は車内の物品の「保管者」に当たらない。
- (5) 正しい。枝文のとおり。

問 35 通常逮捕の形式的要件 正解 (2)

- (1) 正しい。通常逮捕状の請求権限を有するのは、検察官及び司法警察員 (警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指

定する警部以上の者に限られる。)のみである(刑訴法199条2項本文、犯捜規範119条1項)。

- (2) 誤り。逮捕状の請求書には、「同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実」を記載しなければならない(刑訴規則142条1項8号、いわゆる8号要件)。ここにいう「前に逮捕状の請求……があったとき」には、例えば、被疑者について、逮捕状請求署以外の警察署が別の被疑事実で逮捕状を請求し、撤回したり、却下されたりしたことが判明した場合が含まれる。
- (3) 正しい。引致場所の記載を要する趣旨は、被疑者の身柄が引致される場所を明確にし、その所在を明らかにするとともに、その場所において被疑者の防御権行使の手續が確実に履行されることを保証することにある。したがって、引致場所は特定されていることを要する。なお、「〇〇警察署又は逮捕地を管轄する警察署」のように、場所の特定性を害しない程度で多少余裕のある記載をすることが許されている。
- (4) 正しい。逮捕状の請求先は、原則として、当該事件の管轄にかかわらず、請求者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所(少年事件については、家庭裁判所でもよい。)の裁判官である(刑訴規則299条)。他の都道府県へ出張中に急きょ請求を行う必要が生じた場合など、やむを得ない場合の請求先は枝文のとおり(同条1項ただし書)。
- (5) 正しい。枝文のとおり(刑訴規則139条)。

問36 逮捕状の緊急執行 正解 (4)

- (1) 正しい。逮捕状の緊急執行(刑訴法201条2項・73条3項)を行うに際し、準用元の刑訴法73条3項は「公訴事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて」と規定しているが、これを逮捕の場面に引き直せば、「被疑事実の要旨及び逮捕状が発せられている旨を告げて」となる。被疑事実の要旨に代えて罪名のみを告知するのでは不十分である。
- (2) 正しい。枝文のとおり。なお、逮捕状を提示する前に被疑者を釈放した場合には、釈放後、速やかにこれを提示すればよい。

- (3) 正しい。緊急執行の要件である「急速を要するとき」とは、被疑者を直ちに逮捕しなければ、その後、逮捕が不可能又は著しく困難になる場合をいう。したがって、逮捕状を取り寄せる時間的余裕がある場合は、「急速を要するとき」には当たらない。
- (4) 誤り。逮捕状の緊急執行後に、逮捕状の提示がなされなければ、当該逮捕行為は違法となる。勾留は、適法な逮捕行為を前提とするものであるから（逮捕前置主義）、勾留請求前に逮捕状の提示がなされなければ、当該勾留請求も違法となる。
- (5) 正しい。逮捕状の緊急執行を行うためには、逮捕状が存在しなければならない。したがって、逮捕状を紛失した場合や、いまだ逮捕状を請求中である場合には、緊急執行を行うことはできない。

問 37 緊急逮捕の実質的要件 正解 (2)

- (1) 正しい。逮捕は犯罪事実を単位として行われるので（事件単位の原則）、緊急逮捕（刑訴法 210 条 1 項）は、その要件を満たす犯罪事実についてのみ行い得るにすぎず、要件を満たさない他の犯罪事実を併せて行うことはできない。
- (2) 誤り。緊急逮捕については、「逮捕の必要性」を要件とする旨の明文規定は存在しない。しかし、「急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないとき」という文言は、逮捕の必要性が高度に存在することを前提としているから、緊急逮捕においても「逮捕の必要性」が要件と解される。
- (3) 正しい。緊急逮捕が認められるためには、逮捕の十分な理由と逮捕の緊急性・必要性の要件が充足される必要がある。緊急性とは、あらかじめ裁判官の逮捕状を求める時間的余裕がないことであるから、たとえ「十分な理由」が認められる場合であっても、通常逮捕を行うだけの時間的余裕があるならば、原則として緊急逮捕することはできない。
- (4) 正しい。枝文のとおり。緊急逮捕は捜査の初期段階で行われるものであるから、「十分な理由」は、検察官が公訴提起し得るほどの高度な嫌疑である必要はない。
- (5) 正しい。緊急逮捕の対象となる罪は、死刑又は無期若しくは長期 3 年以上の懲役・禁錮に当たる罪である（刑訴法 210 条 1 項）。業務上過失致傷罪の法定

刑は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金であるから（刑法211条）、緊急逮捕の対象犯罪に当たる。

問38 現行犯逮捕の手続 正解 (3)

- (1) 正しい。現行犯人は、私人も逮捕することができるが（刑訴法213条）、逮捕の現場における無令状の搜索・差押え（刑訴法220条1項2号、3項）の主体は「検察官、検察事務官又は司法警察職員」に限定されているので、私人がこれを行うことはできない。
- (2) 正しい。現行犯人逮捕手続書は、伝聞例外の中でも要件が厳格な刑訴法321条1項3号書面に当たるので、被告人側が同意しない限り、証拠能力が認められるのは稀である。その場合でも、被告人側は通常、同手続書の内容を熟知しており、不正確な記述があれば、証人尋問において逮捕した警察官が厳しく弾劾されることになって、最悪、公訴維持に支障を来すこともあり得ないわけではないから、同手続書の作成に当たっては、誇張した表現を避け、努めて正確を期すべきである。
- (3) 誤り。管轄区域外における現行犯逮捕（警察法65条）の場合において、当該警察官は、逮捕地を管轄する都道府県警察の警察署に犯人を引き渡さなければならないのが原則である（犯捜規範270条）。
- (4) 正しい。暴力団員や売春婦のような反社会的なものについては、職業とはいえないので、「無職」と記載すべきである。
- (5) 正しい。枝文の場合、違法な逮捕状態を漫然と継続すべきではないから、司法巡査であっても、被疑者を釈放できると解される。ただし実務上は、電話等により、被疑者の釈放の要否を判断するに適した上級の司法警察員の指揮を受けるべきである。

問39 引致 正解 (2)

- (1) 正しい。引致を受ける者は、司法警察員なら誰でもよいというわけではない。遠隔地で被疑者を逮捕しやむを得ず当地を管轄する警察署に引致するような例外的場合を除き、引致の相手方は、当該事件の捜査に従事している、あるいは当該事件を処理すべき地位にあるなど、被逮捕者の身柄拘束を継続するか

釈放するか判断をするのに適した者でなければならない。

- (2) 誤り。明らかに人違いであることが判明した場合は、引致のためだけに逮捕を継続することは妥当でないから、司法警察員の指揮を受けたうえで、引致前に釈放すべきである。
- (3) 正しい。逮捕状上の引致場所の記載（刑訴法 200 条 1 項）は、これを特定して被疑者の防御権行使に資する趣旨であるから、原則として、記載と異なる場所への引致は許されない。ただし、逮捕状の執行前に限り、引致場所変更請求書により裁判官の許可を得て、引致場所を変更することができる（犯捜規範 124 条）。
- (4) 正しい。留置場所は、引致場所と同一であることが望ましいが、留置施設の収容能力や共犯者との通謀のおそれ等により、引致場所への留置が困難又は不適當であるときは、捜査機関の判断により、被疑者を引致場所以外の場所に留置することができる（最決昭 39・4・9）。
- (5) 正しい。私人が逮捕した現行犯人を引き渡すべき相手方は、「地方検察庁若しくは区検察庁の検察官又は司法警察職員」であるから（刑訴法 214 条）、司法巡查もその引渡しを受けることができる。

問 40 逮捕・勾留 正解 (4)

- (1) 正しい。刑訴法 207 条 1 項は、被告人の勾留に関する規程（刑訴法 60 条以下）を被疑者段階にも準用しているが、保釈については明確に除外されている（刑訴法 207 条 1 項ただし書）。
- (2) 正しい。刑訴法 212 条 2 項 2 号により現行犯人とみなされるためには、必ずしも逮捕の瞬間に同号掲記の物件を所持している必要はない（最判昭 30・12・16）。
- (3) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 207 条 1 項・60 条 3 項）。
- (4) 誤り。逮捕前置主義から導かれる結論として、勾留の被疑事実と逮捕の被疑事実との間には同一性がなければならない。同一性があれば、例えば、傷害罪（刑法 204 条）で逮捕したが、被害者がその後死亡したため傷害致死罪（刑法 205 条）で勾留することのように逮捕と勾留で罪名が異なっても差し支えない。
- (5) 正しい。被告人の勾留とは異なり、被疑者の勾留は、検察官が請求した場合

に限り行われる（刑訴法 207 条 1 項）。

問 41 弁護人選任の手続 正解 (2)

- (1) 正しい。刑訴法 32 条 1 項は、「公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。」と規定するが、これを受けた刑訴規則 17 条は、起訴後の第一審においても効力を有するのは、当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員に「弁護人と連署した書面」（弁護人選任届）を差し出した場合のみに制限している。
- (2) 誤り。国選弁護人制度は、かつては被告人のみを対象としていたが、平成 18 年に被疑者国選弁護制度が創設され、その後、対象犯罪を順次拡大して、平成 30 年 6 月からは勾留状を発せられた全ての被疑者が同制度の対象となった（刑訴法 37 条の 2）。
- (3) 正しい。国選弁護人の選任を請求する場合は、資力申告書を提出しなければならない（刑訴法 36 条の 2、37 条の 3 第 1 項）。もっとも、弁護人の立会いがなければ開廷することができない必要的弁護事件（刑訴法 289 条 1 項等）において、被告人に弁護人がない場合には、被告人の資力の有無にかかわらず国選弁護人を選任する必要があるため、資力申告書の提出は要しないものとされている（刑訴法 36 条の 2）。
- (4) 正しい。刑訴法 35 条は、いたずらに多数の弁護人を選任し、手続を混乱・遅延させることを避けるために、被疑者・被告人の弁護人の数を制限している。これを受けた刑訴規則は、①被告人の弁護人は、特別の事情があるときは各被告人について 3 人までに制限することができるとし（刑訴規則 26 条 1 項）、②被疑者の弁護人は、地方裁判所又は簡易裁判所が特別の事情があるものと認めて許可した場合を除いて、3 人を越えることができないとしている（刑訴規則 27 条 1 項）。
- (5) 正しい。被告人又は被疑者の法定代理人（親権者及び後見人）、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、本人の明示・黙示の意思に関係なく、独立して弁護人を選任することができる（刑訴法 30 条 2 項）。

問 42 弁護士等以外の者との接見交通 正解 (5)

- (1) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 207 条 1 項・80 条前段）。
- (2) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 80 条後段）。
- (3) 正しい。「弁護士となろうとする者」とは、弁護士選任権者（刑訴法 30 条）からの依頼を受けたがその選任手続を完了していない者をいうので、単なる知人のように、弁護士選任権者以外の者から依頼された弁護士は、これに当たらない。もっとも、被疑者自身が選任を希望する場合もあるので、被疑者に対して面会するか否かの意思確認をし、被疑者が弁護士選任を前提とした接見を希望したときは立会人を置かず、「とりあえず会ってみたい。」という程度の希望を表明したときには立会人を置くという取扱いをすべきである。
- (4) 正しい。刑訴法上、逮捕留置中の被疑者と弁護士等以外の者との接見については規定がない。刑事収容施設法 216 条は、刑訴法の定めるところにより面会が許されない場合を除き、逮捕留置中の被疑者に対し、他の者から面会の申出があったときは、原則として面会を許す旨規定しているが、捜査上の支障などの正当な理由があれば、捜査機関は、逮捕留置中の被疑者と弁護士等以外の者との接見を拒否することができる と解されている。
- (5) 誤り。起訴前の接見等禁止命令（刑訴法 207 条 1 項・81 条）は、取り消されない限り起訴後も効力を持続する。

問 43 捜索・差押え 正解 (3)

- (1) 正しい。枝文のとおり（犯捜規範 147 条 1 項参照）。
- (2) 正しい。検察官、検察事務官又は司法警察員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30 日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる（刑訴法 197 条 3 項前段）。すなわち、対象となる電磁的記録は、保全要請の時点で、業務上記録しているものに限られ、業務として記録していないものや将来の通信履歴の保全を要請することはできない。
- (3) 誤り。刑訴法 222 条 1 項により捜査段階に準用される 110 条の 2 第 2 号は、

差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、その差押えに代わる処分として、差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえることができると規定している。

- (4) 正しい。刑訴法 222 条 2 項は、「第 220 条の規定により被疑者を捜索する場合において急速を要するときは、第 114 条第 2 項の規定によることを要しない。」と規定しており、立会いの例外を認めている。しかし、公務所内における立会い（同法 114 条 1 項）の例外は認めていない。
- (5) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 222 条 1 項・102 条 2 項）。

問 44 捜索・差押え 正解 (1)

- (1) 誤り。例外的に夜間執行の制限を受けない場所として、「賭博、富くじ又は風俗を害する行為に常用されるものと認められる場所」が規定されている（刑訴法 222 条 3 項・117 条）。当該場所（同法 117 条 1 号）は、2 号の「旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所」と異なり、公開した時間内に限定されていない。
- (2) 正しい。刑訴法 220 条 1 項は、令状によらない捜索・差押えの主体は、「捜査機関」であると規定している。
- (3) 正しい。枝文のとおり。差し押さえるべき物を明示する趣旨は、捜査機関が対象外の物を差し押さえることを防止し、被処分者の財産権を保護することにある。
- (4) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 222 条 1 項・119 条）。
- (5) 正しい。枝文のとおり（最決平 14・10・4）。

問 45 還付・仮還付 正解 (3)

- (1) 正しい。還付（刑訴法 222 条 1 項・123 条 1 項）は、本来、押収物を留置する必要がなくなった場合に、押収を解除して押収以前の状態に戻すことを行うから、特段の事情がない限り、被押収者に還付するのが原則である（被押収者還付の原則）。
- (2) 正しい。「押収した^{そうぶつ}贓物で留置の必要がないものは、被害者に還付すべき理

由が明らかなきに限り」、事件の終結を待たないで、これを被害者に還付しなければならない（刑訴法 222 条 1 項・124 条 1 項）。

- (3) 誤り。詐欺による意思表示の取消しは善意の第三者に対抗することができず（民法 96 条 3 項）、善意の第三者が被害品を占有する場合は「被害者に還付すべき理由が明らか」とはいえないので、被押収者還付の原則に戻り、この第三者に被害品を還付すべきである。
- (4) 正しい。仮還付は、捜査機関が自主的に行うものではなく、所有者、（元）所持者、（元）保管者又は差出人の請求があった場合にのみ行われる（刑訴法 222 条 1 項・123 条 2 項）。
- (5) 正しい。仮還付の際、既に仮還付請書を徴しているはずであるから、この物について更に還付の処分をする場合には、還付通知書を交付すれば足りる（犯捜規範 112 条 2 項）。

問 46 鑑定処分 正解 (4)

- (1) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 225 条 1 項・168 条 1 項）。
- (2) 正しい。鑑定処分許可状の請求は、「検察官、検察事務官又は司法警察員からこれをしなければならない。」（刑訴法 225 条 2 項）。
- (3) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 225 条 4 項・168 条 4 項）。
- (4) 誤り。鑑定としての身体検査において、被処分者が検査を拒否した場合、間接強制として過料及び費用賠償を命じたり、罰金・拘留等の刑罰を科したりすることができる（刑訴法 225 条 4 項・168 条 6 項・137 条、138 条）。しかし、直接強制を認める刑訴法 139 条は準用されていないため（刑訴法 225 条 4 項・168 条 6 項）、なおも検査を拒否する者に対して、強制的に身体検査を行うことはできない。
- (5) 正しい。枝文のような場合、対象物を破壊して鑑定することになるが、使用価値・財産的価値のない物を鑑定のために破壊するときには、特に鑑定処分許可状を取得する必要はない。

問 47 公訴時効 正解 (2)

- (1) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 254 条 2 項本文）。

- (2) 誤り。16歳未満の者に対する面会要求罪（刑法182条1項）は、「人を死亡させた罪」に当たらず、法定刑は「1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金」であるから、その公訴時効期間は「3」年である（刑訴法250条2項6号）。なお、同罪の公訴時効期間は、刑訴法250条3項に掲げられていない。
- (3) 正しい。枝文のとおり（刑訴法55条3項ただし書）。
- (4) 正しい。刑訴法250条4項は、「前2項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる罪について、その被害者が犯罪行為が終わった時に18歳未満である場合における時効は、当該各号に定める期間に当該犯罪行為が終わった時から当該被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによって完成する。」と規定している。
- (5) 正しい。枝文のとおり（刑訴法255条1項、最決平21・10・20）。

問48 公訴時効期間 正解 (2)

- (1) 誤り。器物損壊罪（刑法261条）は、「人を死亡させた罪」に当たらず、法定刑は「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料」（※令和7年6月以降、懲役・禁錮は拘禁刑に変わる。以下同じ。）であるから、その公訴時効期間は3年である（刑訴法250条2項6号）。
- (2) 正しい。常習賭博罪（刑法186条1項）は、「人を死亡させた罪」に当たらず、法定刑は「3年以下の懲役」であるから、その公訴時効期間は3年である（刑訴法250条2項6号）。
- (3) 誤り。不同意わいせつ罪（刑法176条）の公訴時効期間について、刑訴法250条3項3号は、12年と規定している。
- (4) 誤り。傷害致死罪（刑法205条）は、「人を死亡させた罪」に当たり、法定刑は「3年以上の有期懲役」であって、有期懲役の上限は20年であるから（刑法12条1項）、その公訴時効期間は20年である（刑訴法250条1項2号）。
- (5) 誤り。強盗致死罪について、刑法240条後段（強盗致死傷）は、「強盗が、人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。」と規定している。すなわち、同罪は、「人を死亡させた罪」に当たり、法定刑は「死刑又は無期懲役」である。法定刑のうち最も重い刑は死刑であるから、強盗致死罪には公訴時効がない（刑訴法250条1

項かっこ書)。

問 49 証 拠 正解 (2)

- (1) 正しい。人的証拠（人証）・物的証拠（物証）は、証拠方法の物理的性質による分類であり、死亡した人間（死体）を証拠方法とする場合は、物的証拠に当たる。
- (2) 誤り。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 62 条は、「裁判員の関与する判断に関しては、証拠の証明力は、それぞれの裁判官及び裁判員の自由な判断にゆだねる。」と規定している。
- (3) 正しい。枝文のとおり。
- (4) 正しい。通常は検察官が提出する証拠が「本証」で、相手方である被告人側が提出する証拠が「反証」である。
- (5) 正しい。証拠となった書面が証拠書類（刑訴法 305 条）であるか又は証拠物たる書面（刑訴法 306 条、307 条）であるかの区別は、その書面の内容のみが証拠となるか（前者）、又は書面そのものの存在又は、状態等が証拠となるか（後者）によるのであって、その書面の作成された人、場所又は手続等によるのではない（最判昭 27・5・6）。

問 50 裁判員裁判対象事件 正解 (4)

裁判員裁判の対象事件は、①死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件及び、②（①に当たる場合を除き）法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るものである（裁判員法 2 条 1 項）。そして、法定合議事件とは、死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪（強盗罪、事後強盗罪、昏酔強盗罪及びそれらの未遂罪など、一部の犯罪を除く。）に係る事件をいう（裁判所法 26 条 2 項 2 号）。

- (1) 当たる。殺人罪（刑法 199 条）の法定刑は「死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役」であり、裁判員裁判対象事件に当たる。
- (2) 当たる。電汽車転覆罪（刑法 126 条 1 項）の法定刑は「無期又は 3 年以上の懲役」であり、裁判員裁判対象事件に当たる。
- (3) 当たる。通貨偽造罪（刑法 148 条 1 項）の法定刑は「無期又は 3 年以上の懲

役」であり、裁判員裁判対象事件に当たる。

- (4) 当たらない。強盗罪（刑法 236 条）の法定刑は「5 年以上の有期懲役」ではあるが、法定合議事件から特に除外されているうえ（裁判所法 26 条 2 項 2 号 かつこ書）、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るものでもないから、裁判員裁判対象事件に当たらない。
- (5) 当たる。現住建造物等放火罪（刑法 108 条）の法定刑は、「死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役」であり、裁判員裁判対象事件に当たる。

正解一覽

問題 No.	解 答	問題 No.	解 答
1	(2)	26	(5)
2	(2)	27	(5)
3	(5)	28	(2)
4	(4)	29	(4)
5	(4)	30	(4)
6	(1)	31	(5)
7	(5)	32	(4)
8	(1)	33	(3)
9	(4)	34	(3)
10	(3)	35	(2)
11	(2)	36	(4)
12	(1)	37	(2)
13	(2)	38	(3)
14	(1)	39	(2)
15	(5)	40	(4)
16	(3)	41	(2)
17	(1)	42	(5)
18	(5)	43	(3)
19	(2)	44	(1)
20	(1)	45	(3)
21	(3)	46	(4)
22	(2)	47	(2)
23	(1)	48	(2)
24	(5)	49	(2)
25	(2)	50	(4)